

“住んでよかった、住みたいまち五泉”

【令和8年度】五泉市住宅取得補助金 募集要項



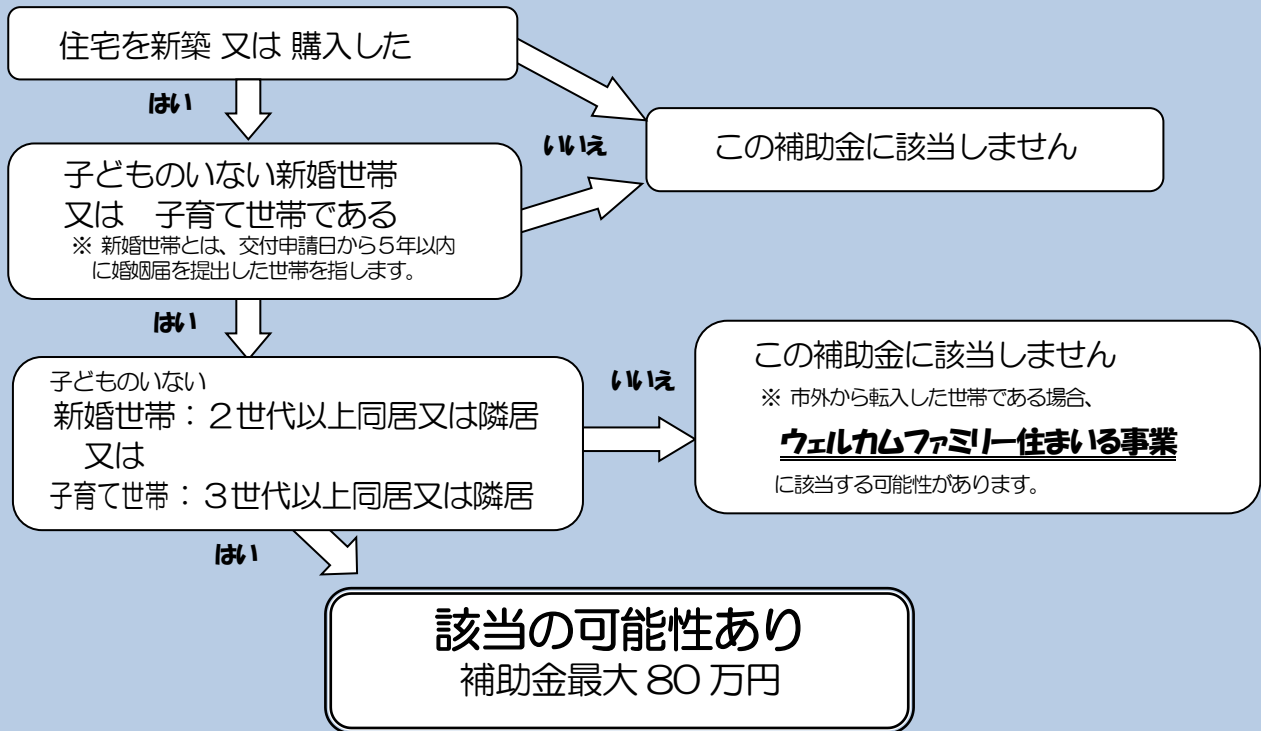
グランドファミリー住まいる事業

多世代同居又は隣居する「新婚さん」、「子育て家族」を応援します！！

この事業は、多世代同居する新婚世帯や子育て世帯が五泉市内において、住宅を取得（新築・購入）して居住する場合、補助金を交付することにより、若者世代の五泉市への定住及び子育てしやすい環境づくりを促進することを目的としています。

《補助事業診断フローチャート》

↓スタート



※このフローチャートは、当補助事業に該当する可能性があるかを判断するための目安です。詳しい対象者要件等は、要項でご確認ください。

当補助事業の活用を希望される方は、
住宅を取得する（契約締結）前に、活用意向書の提出が必要です。



五泉市企画政策課

1. 補助の対象となる方

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 新婚世帯もしくは子育て世帯であること。
 - 新婚世帯：交付申請日から起算して5年以内に婚姻届を提出した子どものいない夫婦
 - 子育て世帯：高校生相当年齢以下の子どもと同居している人
- (2) 新婚もしくは子育て夫婦とその親、祖父母など、多世代で同居又は隣居していること。
 - 同居の場合：対象者全員が1つの世帯として補助対象となる住宅に住民登録をしていること。
 - 隣居の場合：親世帯の住宅（持ち家）と同一又は隣接する敷地内に住宅を所得し、住民登録をしていること。あるいは、新婚もしくは子育て夫婦と、その親や祖父母が世帯を別にして補助対象となる住宅に住民登録をしていること。

※ 隣居の場合で、住宅の間に空き地、道路、水路、田畑などがあり敷地が接しない場合は対象となりません。詳しくは「● 隣居に該当するケースについて」をご覧ください。
- (3) 住宅を新築又は購入するため、金融機関等との借入契約（償還期間が10年以上であるものに限る。）を締結していること。
- (4) 対象者全員が市町村税を滞納していないこと。

2. 補助の対象となる建物と条件

以下の要件を全て満たす建物が対象となります。

- (1) 居住するために、市内に取得した新築住宅、建売住宅、中古住宅。
 - ※ 建売・分譲共同住宅は新築、中古ともに対象となります。
 - ※ 別荘など一時的に使用するもの、賃貸や販売等営利を目的とするものは、補助の対象にはなりません。
 - ※ リフォームは補助の対象にはなりません。対象となる工事について、詳しくは下記問合せ先までご相談ください。
- (2) 居住部分の延べ床面積が50平方メートル以上であるもの。
 - ※ 店舗等を併設する場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住用で、かつ、居住用部分の延べ床面積が50平方メートル以上であるもの。
- (3) 台所、便所、浴室及び居室を備えていること。
- (4) 建築基準法、都市計画法その他の法令に違反しないもの。
- (5) 補助金は、一つの対象住宅に対し1回限りです。
 - ※ この要項（ウェルカムファミリー住まいる事業、過去のファミリー住まいる応援事業を含む。）で補助金の交付を受けた方は、この要項による補助金を受けることはできません。

3. 補助金の額

補助金の額は、対象条件に応じて算定します。【最大 80 万円 詳しくは算定表を参照】

算定表

基本額	【同居の場合】 補助対象額 × 6% ※限度額 60 万円
	【隣居の場合】 補助対象額 × 4% ※限度額 40 万円
市内業者加算	補助対象額 × 2% ※限度額 20 万円

(千円未満切捨て)

算定方法

①補助対象額… 対象住宅の取得に係る金額 (工事請負契約金額・購入金額)

②補助金を算定するに当たっての留意事項

- 住宅の取得費 (補助対象額【ア】) には、土地の取得、旧住宅の解体工事、地盤改良、外構工事、駐車場、カーポートなどの建物以外に係る経費は含みません。
- 補助の対象となる方以外の方の住宅取得費は該当しません。

③加算の条件

■市内業者：市内に事業所の本店を有する法人または住所を有する個人事業主を元請として、住宅を取得した場合を対象とします。

- ※ 市外の業者を元請とした場合でも、市内業者がその建築費の7割以上を施工した旨を証する書面の提出があった場合は、市内業者を元請とした場合と同様とします。
- ※ 中古住宅は市内業者加算対象になりません。

4. 申請の活用意向

原則として住宅の建設に係る工事請負契約の締結又は購入に係る売買契約の締結の前に、五泉市住宅取得補助金活用意向書を提出してください。

活用意向書の提出はホームページからも受付しております。

<https://www.city.gosen.lg.jp/organization/3/8/1/853.html>



5. 申請の方法

(1) 申請の期限

対象住宅の取得が完了した日(※注)から起算して90日以内に、必要な書類をそろえて申請してください。(申請期限を過ぎた場合、受付できませんのでご注意ください。)

(※注) 住宅の取得が完了した日とは、新築の場合は「建築基準法に基づく検査済証」に記載の「検査年月日」です。また、建築確認不要の地域、建売住宅及び中古住宅購入の場合は住宅の「不動産登記」の所有権移転の日となります。

(2) 申請に必要な書類

別紙「交付申請に必要な書類について」に記載されている書類を提出してください。

*補助金の交付申請をする時点で、補助対象者要件及び住宅の要件を全て満たしていることが必要です。

(3) 補助金の決定結果と交付について

申請書受領後に審査を行い、決定結果については通知によりお知らせします。

補助金の交付が決定された場合は、交付決定通知書と一緒に請求書をお送りしますので、必要事項を記入して提出してください。

※ 補助金は提出された請求書に基づき口座振込により交付します。なお、交付までは概ね1か月程度を要します。

(4) 申請にあたっての注意事項

- 原則、五泉市の他の補助金等との併用はできません。(一部を除く)
- 虚偽の申請や不当行為などがあり、補助金の交付が不相当と認められた場合、交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがありますのでご注意ください。

6. その他

借入で、フラット35をご利用予定の場合は、五泉市住宅取得補助金の対象となることで金利の引下げを受けられる場合があります。補助金交付申請とは別に事前手続きが必要となりますので、詳しくはお早めにお問い合わせください。

7. 問合せ先・申請受付窓口

五泉市企画政策課 企画政策係

〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地1

TEL : 0250-43-3911 FAX : 0250-42-5151

メールアドレス:kikaku@city.gosen.lg.jp

※受付時間：月曜日から金曜日の8：30から17：15まで

(祝日および12月29日から1月3日をのぞく)